

# 在宅介護手当支給事業

在宅の高齢者を介護している介護者に手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

## ○対象者○

在宅で6か月以上寝たきり状態にある高齢者を介護している方  
(※高齢者も介護者も申請する年の1月1日に恩納村在住の方)

## 提出書類

- ①恩納村在宅高齢者介護手当受給認定申請書(様式1号)
- ②医師の意見書(様式2号)
- ③振込口座が分かる通帳かキャッシュカード(コピー)



支給額：月額5000円(支払いは毎年10月・4月の年2回です。)

## ～支給の流れ～(年間)

- ①申請(認定申請書の記入と医師の意見書を役場に提出)
- ②役場から決定通知・非該当通知の送付される
- ③役場から該当者に9月に支給申請書が送付される(現況確認)
- ④9/1～15日までに支給申請書と意見書を役場に提出
- ⑤10月末までに(4～9月分)指定の口座に振込される(1回目の支給)
- ⑥役場から該当者に3月に支給申請書を送付(現況確認)
- ⑦3/1～4/15日までに支給申請書を役場に提出
- ⑧4月末までに(10～3月分)指定の口座に振込される(2回目の支給)

○継続の方は③～⑧の流れを毎年行います。

※次年度9月時、1年以上寝たきり見込みの方は意見書提出を省略される場合もあり。

手当が受けられなくなる場合

- ・在宅高齢者、又は介護者が恩納村から転出した場合
- ・在宅高齢者が入院又は施設入所した場合
- ・在宅高齢者が寝たきりの状態から回復したとき
- ・高齢者が亡くなった場合